

別表十六（十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が法第62条の8（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）又は令和7年改正前の法第62条の8（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期損金算入額3」及び「当期益金算入額7」の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - (1) 法第62条の8第1項に規定する非適格合併等に係る同項に規定する資産調整勘定の金額又は同条第7項に規定する差額負債調整勘定の金額について当該非適格合併等の日の属する事業年度において損金の額又は益金の額に算入する金額を計算する場合にあっては、「当期の月数」とあるのは、「非適格合併等の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」として記載します。
 - (2) 令第123条の10第14項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）の適格合併により引継ぎを受けた法第62条の8第1項に規定する資産調整勘定の金額又は同条第7項に規定する差額負債調整勘定の金額についてその引継ぎを受けた事業年度の損金の額又は益金の額に算入する金額を計算する場合にあっては、「当期の月数」とあるのは、「適格合併の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数」として記載します。
- 3 「当期益金算入額12」及び「適格分割又は適格現物出資により引継ぎをした退職給与負債調整勘定の金額13」の各欄は、令第123条の10第12項の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する退職給与引受従業者ごとの同条第7項に規定する退職給付引当金額に相当する金額の合計額を記載します。
- 4 令和7年4月1日に行われた法第62条の8第1項に規定する非適格合併等にあっては、「令第123条の10第16項に規定する非適格合併等以外の非適格合併等である場合」及び「令第123条の10第16項に規定する非適格合併等で同項第1号に該当する場合」の各欄は、それぞれ「非適格合併等対価額がある場合又は令和7年旧令第123条の10第16項各号に該当しない場合」及び「非適格合併等対価額がない場合で令和7年旧令第123条の10第16項第1号に該当する場合」として、「21」から「26」まで及び「27」から「34」までの各欄の金額を記載します。
- 5 「その他未確定債務の額32」の欄は、令第123条の10第16項第1号ロに掲げる金額がある場合に当該金額を記載します。
- 6 法第62条の8第9項に規定する適格合併等又は平成22年改正前の法（以下6において「平成22年旧法」といいます。）第62条の8第9項（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）に規定する適格組織再編成により引継ぎを受けた金額にあっては、「非適格合併等の日」の欄には当該適格合併等又は適格組織再編成に係る被合併法人、分割法人若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第2条第12号の6（定義）に規定する事後設立法人（以下6において「被合併法人等」といいます。）の別表十六（十一）「非適格合併等の日」を記載し、「1」、「5」、「9」、「10」、「15」及び「21」から「34」までの各欄は、それぞれ当該被合併法人等の同表「1」、「5」、「9」、「10」、「15」及び「21」から「34」までの各欄の金額を記載し、「期首資産調整勘定の金額2」、「期首差額負債調整勘定の金額6」、「期首退職給与負債調整勘定の金額11」及び「期首短期重要負債調整勘定の金額16」の各欄は、それぞれ「適格合併により引継ぎを受けた資産調整勘定の金額2」、「適格合併により引継ぎを受けた差額負債調整勘定の金額6」、「適格合併等又は適格組織再編成により引継ぎを受けた退職給与負債調整勘定の金額11」及び「適格合併等により引継ぎを受けた短期重要負債調整勘定の金額16」として記載します。